

第2次亀山市総合計画策定方針

(改訂版)

亀山市

(企画総務部企画政策室)

《目 次》

1. 背景と趣旨	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画のねらい	1
2. 第2次総合計画の構成と期間	2
(1) 計画の構成	2
(2) 基本構想	2
(3) 基本計画	3
(4) 実施計画	3
3. 策定の視点	4
(1) 市民にわかる、市民とつくる視点	4
(2) 長期的な人口維持を見据える視点	4
(3) 政策にメリハリをつける視点	4
4. 策定体制	5
(1) 市民参画	5
(2) 総合計画審議会	5
(3) 庁内策定体制	5
(4) 市議会との情報共有	6
5. 策定スケジュール	7

(参考)

第2次亀山市総合計画策定組織イメージ図

1. 背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

本市は、平成17年1月1日に旧亀山市及び旧関町の1市1町の合併により誕生以来、本年1月1日に市制施行10周年を迎えました。

この合併にあたり、亀山市・関町合併協議会では、合併後の新市建設を進める基本方針として「新市まちづくり計画」を策定し、これを発展させた『第1次亀山市総合計画(H19～H28)』を平成18年度に策定し、合併後10年間の市政運営を進めているところです。

こうした中、平成23年8月に改正地方自治法が施行され、「地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」の策定義務は廃止されたことから、これまで地方公共団体がその最上位計画をして策定・執行してきた「総合計画」は策定の法的根拠を失うこととなりました。そのため、今後の市政運営上の基本的な計画については、策定をするかしないかを含め、自主性が著しく高まっています。

一方、本市においては、『第1次亀山市総合計画(H19～H28)』の中間点となる平成23年度に、後期基本計画を初めて議会基本条例に基づく議決を得て策定し、現在その具現化に向けた取り組みを進めています。そして、計画期間を残すところ2年余りとなった今、新たな「総合計画」の策定に着手する時期となっています。

(2) 計画のねらい

現在、「総合計画」については、地方自治法という法的な策定根拠はありませんが、これまで「総合計画」が担ってきた中長期的な視点により市政全般を推進するための、総合的かつ横断的な計画という役割は、今後も失われるべきものではありません。

そのため、亀山市の将来を中長期的に展望し、将来像の具現化に向け、市民・議会との協働によるまちづくりを進めるため、市の方向性を明らかにする計画として「第2次亀山市総合計画」を策定することとします。

2. 計画の構成及び期間

(1) 計画の構成

現在の『第1次亀山市総合計画』は、改正前の地方自治法に基づく「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造により構成しています。この『総合計画』の構成は、政策を位置づける「基本構想」、施策を位置づける「基本計画」、事業を位置づける「実施計画」としており、市の方針等の位置づけを明確にする面からも、適切な構成となっています。

そのため、『第2次亀山市総合計画』についても、これまで同様の3層構造を維持し、策定を進めることとします。

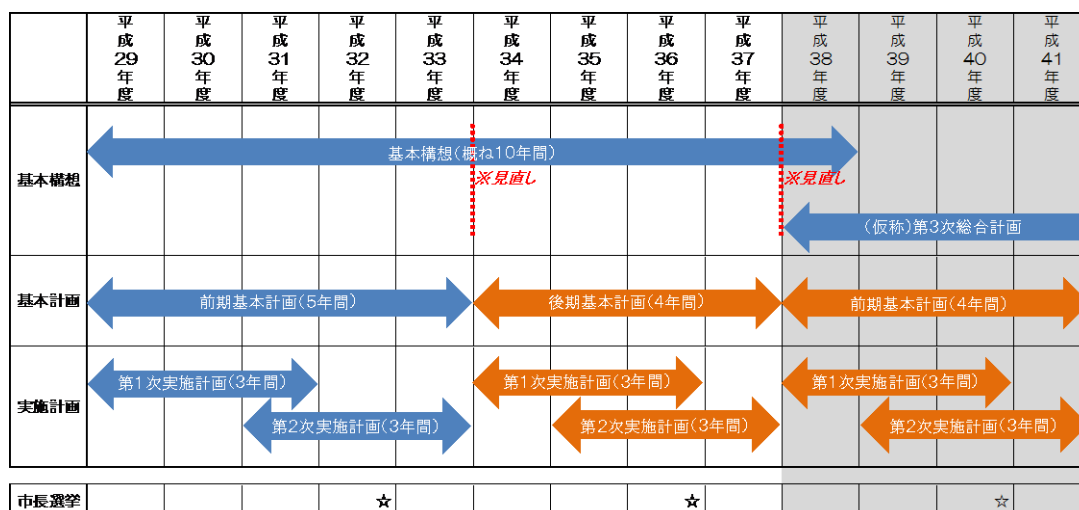
一方、近年、首長選挙におけるマニフェストが定着してきていることから、他の自治体においても首長任期と総合計画の期間の整合を図る自治体が増加しています。

本市はこれまで、10年間の「基本構想」、5年間の「基本計画」、3年+2年間の「実施計画」としてきましたが、今後もこのままの期間を維持する場合、市長の任期中に一度も計画見直しの機会が訪れないことが生じます。このままでは、市長の政策実現を図る観点からは望ましいものとはいえません。

こうしたことから、市長任期との整合を図るため、各計画の期間は次のとおりとします。

区 分	期 間
基本構想	概ね10年間
基本計画	前期：5年間 後期：4年間 ※1
実施計画	3年間

※1：基本計画は、市長任期との整合を図るため、第2次総合計画前期基本計画については5年間とし、以降は4年間とする



(2) 基本構想

基本構想については、第1次総合計画と同様に、本市の将来を見据え、まちづくりの目標を明らかにするものです。概ね10年後の将来を見据えて策定することとし、概ね10年間とすることとします。

また、基本計画の策定に当たっては、基本構想の見直しを検討します。

(3) 基本計画

基本計画については、基本構想の具現化を図るための基本的な考え方、施策の展開方針を分野別に明らかにするとともに、重点的・戦略的に取り組むプロジェクトを示すものです。第1次総合計画後期基本計画に引き続き、施策の目標等を設定し、総合計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

また、総合計画全体の適切な進行管理と、状況変化にも柔軟に対応した施策展開を図るため、前期5年・後期4年に分けて策定します。

(4) 実施計画

前期基本計画期間の前半3年間を第1次実施計画、後半3年間を第2次実施計画として策定し、総合計画に掲げる施策を推進するために行う主要な事業を明らかにします。

3. 策定の視点

第2次亀山市総合計画の策定に当たっては、亀山市まちづくり基本条例の基本理念を踏まえつつ、先行して策定することとなるまち・ひと・しごと創生法に基づく「地方人口ビジョン」及び「地方総合戦略」との整合を図り、次の点を重視することとします。

(1) 市民にわかる、市民とつくる視点

策定におけるさまざまな段階において、市民の参加しやすい環境をつくります。中でも、将来を担う若い世代の意見を汲み取る機会を重視します。

また、計画自体が市民にとってわかりやすいものにするとともに、策定後の計画推進においても、市民にわかりやすく伝える工夫を凝らします。

(2) 長期的な人口維持を見据える視点

現在、日本は長期的な人口減少社会へ突入しており、本市にとってもそれは例外ではありません。人口政策には長期的な視点が必要であり、段階的に効果的な政策推進を図れるよう、人口維持政策を重視します。

(3) 政策にメリハリをつける視点

近年の本市は、財政調整基金の取り崩しによる予算編成が恒常化しつつある中、市税収入の停滞や普通交付税の合併算定替特例の段階的縮減が始まることから、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれます。こうした中であっても、必要な政策へ効果的な資源投下していくことができるよう、政策推進にメリハリをつけることを重視します。

4. 策定体制

(1) 市民参画

総合計画の策定にあたっては、市民の意向をきめ細かに汲み取り、十分に反映できる体制が必要となることから、多様な手法による市民参画に取り組みます。

① 市民フォーラム

基本構想策定に向け、市民が気軽に参加できる形による市民フォーラムを開催し、自由な形で市民意見を集約します。開催にあたっては、将来を担う若い世代の参加を促す工夫を行います。

② 地域懇談会

各地区への総合計画に対する説明と意見聴取の機会をつくります。実施に当たっては、キラリまちづくりトーク等の機会を通じた効果的な実施により、地域ニーズの把握を行います。

③ 市民意向調査

地区・性別・年齢等による層化抽出による市民アンケートを実施することとし、従前の調査からの経年変化を把握するとともに、社会変化等による新規調査項目を加えます。

また、市内中学生等を対象としたアンケートを実施し、若い世代の将来への希望を調査します。

④ 公募委員参画

総合計画の審議を行う総合計画審議会への公募委員の登用を積極的に行います。

⑤ パブリックコメント

「亀山市市長部局におけるパブリックコメント手続きに関する方針」に基づき、実施します。

(2) 総合計画審議会

総合計画審議会を設置し、庁内において策定した総合計画(案)を諮問し、答申を受けます。有識者、関係団体、公募委員により構成します。

(3) 庁内策定体制

① 中期戦略会議

総合計画策定における庁内検討の全体調整を行います。また、下部組織となる分野別政策検討部会及び課題研究グループに対しては、その検討報告を受け、指示を行います。

委員長に市長、副委員長には副市長・教育長、委員には医療センター院長・消防長・各部・局長（議会事務局長除く）を充て、構成します。

② 分野別政策検討部会

中期戦略会議の指示に基づき、主に基本計画における政策分野別の施策についての検討を行います。

各分野の関係室長により構成します。
設置する部会は次のとおりとします。

(部会構成表)

部会名	人数	構成室
環境・産業・交通 部会	5人	環境保全室、廃棄物対策室、森林林業室、商工業振興室、農政室
都市建設・防災部 会	10人	用地管理室、都市計画室、道路整備室、維持修繕室、営繕住宅室、建築開発室、上水道室、下水道室、消防総務室、危機管理室
市民協働・文化・ 共生部会	9人	広報秘書室、企画政策室、地域づくり支援室、共生社会推進室、地域サービス室、文化スポーツ室、歴史博物館、まちなみ文化財室、観光振興室
子育て・教育部会	7人	子ども支援室、子ども家庭室、教育総務室、学校教育室、教育研究室、生涯学習室、図書館
健康・福祉・医療 部会	7人	保険年金室、地域福祉室、高齢障がい支援室、健康推進室、医事管理室、予防室、消防救急室
行政経営部会	8人	総務法制室、人事情報室、財政行革室、契約管財室、税務室、納税室、戸籍市民室、出納室

③ 戦略プロジェクト検討グループ

中期戦略会議の指示に基づき、戦略プロジェクトに関する調査研究を行い、その検討結果を中期戦略会議へ報告します。

主任主査級以下の有志職員により構成します。

④ 基本構想検討プロジェクトチーム

基本構想の検討を行うプロジェクトチームとして設置します。基本構想の構成要素別等のチーム内グループによる検討を中心に行い、プロジェクトチーム全体での調整を行います。

中期戦略会議との調整を行いつつ、検討結果を市長へ報告します。

関係室の室長・主幹・主任主査級職員により構成します。

(4) 市議会との情報共有

総合計画は、市政全般に関わる最も基本となる計画であり、基本構想及び基本計画については議決を得て策定することになります。庁内策定状況や総合計画審議会の審議状況などについて、随時市議会への報告を行うなど、情報共有を図ります。

5. 策定スケジュール

	平成27年度												平成28年度											
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
基本構想																								
評価検証																								
骨格案検討																								
素案検討																								
調整																								
基本計画																								
後期評価																								
基礎検討																								
骨格案検討																								
素案検討																								
調整																								
戦略PT関係																								
WG設置																								
骨格検討																								
素案検討																								
担当室作業																								
想定施策・事業調査																								
実施計画立案																								
市民意向把握																								
フォーラム(H28.4)																								
市民アンケート																								
パブリックコメント																								
基本構想(中間)																								
最終案																								
総合計画審議会																								
市長任期																								
市議会																								